

鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）を除く。）の二号承認制を適用する原産地又は船積地域の追加について

輸入注意事項60第24号（60.9.6）

改正①輸入注意事項4第21号（4.9.9） ②輸入注意事項9第13号（9.10.2）

③輸入注意事項12第92号（12.12.26）

特定の原産地又は船積地域からの鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）を除く。）の輸入は、現在二号承認の対象となっていますが、国際捕鯨委員会の決定する鯨資源の保存のための措置を有効なものとするため、昭和60年9月6日付け通商産業省告示第361号により二号承認を必要とする原産地又は船積地域として、ブラジル、ノルウェー、ペルー、大韓民国、スベイン及びロシアを追加しましたので、昭和60年9月9日以降当該国から鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）を除く。）を輸入する場合は昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号（貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について）によるほか、下記のとおり扱って下さい。①

記

昭和60年9月7日以前に事前確認を受けた場合であっても、昭和60年9月12日までに同法第67条の規定による輸入申告書、同法第52条第1項の規定による倉入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第52条第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による経済産業大臣の輸入の承認を受けて下さい。

なお、二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部遠洋課の確認を受けて下さい。

②③